



平成26年7月22日

各 位

会 社 名	日本アセットマーケティング株式会社
代表者名	代表取締役社長 越塚 孝之 (コード：8922、東証マザーズ)
問合せ先	取締役管理本部部長 進藤 陽介
電話番号	03-5667-8023 (代表)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成26年6月19日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、本日、金融庁より納付すべき課徴金の額1億915万円及び納付期限を平成26年9月19日とする納付告知を受領いたしました。なお、課徴金（1億915万円）につきましては、本日、納付を行いましたので、併せてお知らせいたします。

当社は、このたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止及び皆様からの信頼回復に努めてまいります。株主、投資家の皆様及び取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

本課徴金納付命令の決定に伴う平成27年3月期当社業績に与える影響は軽微であります。なお、平成27年3月期当社業績予想につきましては、本日開示いたしました「非連結決算への移行及び平成27年3月期業績予想に関するお知らせ」をご参照ください。

以上